

平成29年度第3回沼田市教育委員会会議録

1 期日

平成29年6月26日（月）

2 場所

中央公民館学習相談室

3 出席者

大竹孝夫教育長、笹川一良委員、保坂充勇委員、星野貴昭委員、飯田富美子委員

4 沼田市教育委員会会議規則第19条第3号による出席者の職・氏名

高山正教育部長、藤井隆庶務課長、竹之内篤学校教育課長、平井通晃社会教育課長、小池雅典文化財保護課長、川田正樹スポーツ振興課長、鶴淵佳秀庶務課長補佐

5 開会宣言（午後1時28分）

6 日程第1 会期の決定

会期は、6月26日の一日と決定

7 日程第2 会議録署名委員の指名

教育長が星野貴昭委員を指名

8 日程第3 議案第7号 沼田市給食センター運営委員会委員の委嘱について

庶務課長が議案書添付資料により説明

（保坂委員）

4号委員の市職労委員長は、なぜ選出されているのか。

（庶務課長）

白沢調理場、利根調理場に現業職員がいるためである。

（保坂委員）

市の組織には職員がいるが、市職労委員長が入るといふ決まりはあるのか。

（教育部長）

給食センターを作った当初、市職員の調理員が数十名おり特殊な業務であることから、現業職員の実態を把握し給食運営に反映させるため市職労委員長を入れた経過がある。

異議なく原案のとおり決定

## 9 日程第4 教育長報告

(教育長)

### ① 6月議会教育委員会関係の主なものについて

- ・地元産米による米飯給食について、来年の1月から徐々に導入していきたい。
- ・(仮称)利南運動広場整備事業について、7月から粗造成に入り、コスト削減に努めながら、平成30年度には建設工事に着手する予定。
- ・運動部活動のあり方について、教員の多忙化や子どもたちの安全面、健康面も考慮し週1日は休養日を設けている。また、本市は教育部活として外部指導者を含め道徳面を重視した取組みを行っている。

### ② 学期末、夏休みを控えた7月の定例校長会でお願ひする事項について

- ・夏休みに向けた子どもたちへ、安全・健康の事前指導。
- ・学期末における職員の服務規律の徹底。

(教育部長)

なし

(庶務課長)

- ・入札結果について
- ・7月の主な行事予定について
- ・総合教育会議について

(学校教育課長)

- ・外国語指導助手の契約について
- ・夏季休業中における完全休業日について
- ・沼田市中体連春季大会結果等について
- ・教育委員会学校訪問について

(社会教育課長)

- ・第110回市民ハイキングについて
- ・第19回沼田ネイチャーキッズの開催について
- ・「真田の殿様が築いた沼田を知る」見学会開催について

(文化財保護課長)

- ・平成29年度生方記念文庫第2回企画展「浮世絵の中の役者たち」について
- ・旧沼田貯蓄銀行屋根等の修理について

(スポーツ振興課長)

- ・入札結果について
- ・各種大会の結果について

- ・各種大会の開催について
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致について

(保坂委員)

薄根小学校屋内運動場非構造部材耐震化対策工事とは、どんな工事をするのか。

(庶務課長)

建物を構造物として形造る骨材ではない部分の吊り天井や照明器具等について、落下防止措置等の耐震化対策を図る工事である。

(笹川委員)

「真田の殿様が築いた沼田を知る」見学会は、教育行政方針にのっとった非常に良い事業であるので、人数を増やせればと思うが。

(社会教育課長)

昨年度2回実施した際の参加者数が7月に8人、8月に13人の計21人であったことを受けて、今年度は20人の定員とした。

(保坂委員)

旧沼田貯蓄銀行屋根等の修理費用はどうなっているのか。

(文化財保護課長)

工事から1年以内であり原因も業者の瑕疵であることから、市に費用負担は発生しない。

(保坂委員)

平成29年度県総体出場枠獲得について説明願いたい。

(学校教育課長)

種目にもよるが、春季県大会で優勝等上位入賞した団体・個人は、市総体の結果にかかわらず県総体に出場することができるものであり、通常の出場枠にプラスされるものである。

(飯田委員)

夏季休業中における完全休業日の教職員の勤務態様について説明願いたい。

(学校教育課長)

原則として夏季休暇及び年次休暇を取得するということであるが、プール当番や動植物の管理のために出勤する際などは、その時間は勤務時間とし終了後に年休を取得するということのものである。

(保坂委員)

沼田市民ソフトボール大会について、雨天時の対応はどうするのか。

(スポーツ振興課長)

雨天の場合は中止となるので、体育協会事務局と確認し携帯電話等で委員に連絡するようにする。

(星野委員)

先生方の労働負荷は大きなものになっていると思うが、部活動に対する一定のルールや行事をもたない期間は原則部活動を実施しない等について説明願いたい。

(教育長)

部活動は夏休み中に限らず、週に1日は休みにしましょうということになっている。ただし、全国大会等を控えている特別な場合は除くということになっている。また、エキスパート派遣事業や外部指導者の活用を図っている。

(学校教育課長)

部活動については、県の中体連で申し合わせ事項として、原則週に1日は休みにしましょうということになっている。対応は学校によって違い、平日休みにする学校もあれば、土日のどちらかを休みにする学校もある。

#### 10 閉会宣言（午後2時38分）